

海印寺大藏經板に就て

菅野銀八

緒言

朝鮮慶尙南道陝川郡伽倻山海印寺に現存する高麗大藏經板雕造の年代に就ては、村上龍信氏海印寺調査報告書、淺見倫太郎氏の論文並に内地に於ける學者の考證等によりて、高麗第廿三代高宗時代のものなること已に確定し、又疑を容るゝの餘地なきに至りしが、抑も此の大藏經板には其の雕造の歲次を紀するに年號を用ひず「戊申歲高麗國大藏都監奉勅雕造」の一例の呼く唯だ干支のみを用ひしが故に、幾千百歲の後、何れの時代の干支なりや、忽ち判明せざるに至り、或は之を成宗、穆宗の時代に推し、或は文宗の代なりとし、又は

高宗の時なりとする等、全く暗中摸索の止むなきに至れり、即ち海印寺碑は、之を文宗の時なりとし、林園經濟志(純祖朝徐有渰著)には「陝川海印寺儲藏板木、即高麗高宗時刻、至今六百年如新也」とあるの類にして、李德懋の如きも、偶々一經卷にある戊申の干支を見、高麗六戊申、未だ何れの戊申なるを知らずと言へり。誠に此の干支は頗る後人を惑はせしものにして、永く解決を得ざりしものなるが、漸く近時に至り内地人學者の研究により始めて判明するに至りしものなり。されば本稿は此の定説に對し別に論議を試るにあらざるも唯だ此の經板に何故に干支のみを用ひて歲次を紀せしやにつき少しく卑見の存する所を述べ、並せ

て内地僧侶間に傳はる成宗説の真相、經板移轉に對する疑義、並に經板二本の疑ひ、目錄の追加と經板増雕の年時等尙ほ判明せざる諸點を擧げ、終りに此の經板は當時の權臣晋陽侯崔怡、崔沅二代の繼續事業に成り、而かも私財を投じて刻成せしものなることを陳べて、識者の指教を請はんと欲す。

一 經板の干支に對する卑見

海印寺大藏經板には各經卷の終に丁酉、戊戌、己亥、庚子、辛丑、壬寅、癸卯、甲辰、乙巳、丙午、丁未、戊申、辛亥等の紀年ありて全く年號の記刻なし、當時此の一大事業を紀念するに何故に獨り干支のみを用ひて年號を記さざりしや、疑なき能はざる所なり。元より一塔一碑の如きに、偶々干支のみを用ひて年を紀せしとて敢て深く怪しむに足らずと雖も、此の稀世の大事業にして、而かも十六年の歲月を費やし、君臣以下の祈誓を籠

めて經營せし一大紀念物に、確乎たる年號を留めて、其の功業を萬世に傳ふるの擧に出でざりしは抑も當時の不用意なりしや、將た又所以ありて然りしものなりや、恐らくは何人も疑なき能はざるべし。

現今遺存する各種藏經に就て之を見るに、増上寺所藏の宋本には嘉熙三年、淳祐庚戌等の年號を見、川越喜多院のものには、紹興三年の紀年あり。又京都醍醐寺の宋藏にも崇寧五年等の年號を認め更に増上寺及淺草寺の元本には至元の年號を見出すべく、全く年號を見出し得ざる藏經は未だ曾て之れあるを聞かず。

聞く處によれば南都東大寺圖書館に高麗版大方廣佛華嚴經隨疏演義鈔あり、其の第五卷並に第廿卷の末尾に左の年號あるを見ると云ふ。

大安十年、甲戌歲高麗國大興王寺奉宣雕造

(第五卷)

壽昌三年、丁丑歲高麗國大興王寺奉宣雕造

(第廿卷)

又尾州眞福寺に高麗版釋論通玄鈔遺存し、左の紀年あるを見ると云ふ。

壽昌五年、己卯歲高麗國大興王寺奉宣雕造

大安、壽昌は遼の年號にして、大安十年は高麗宣宗の末年に當り、壽昌は次王猷宗より肅宗の代に亘る。時恰も大覺國師義天請ふて興王寺に教藏司を置き、廣く諸經の疏鈔を蒐め、悉く之を鉛槧に上せしこと國師の碑に見ゆれば、其の事業は尙ほ此の頃まで繼續せしものなるべく、從つて此等經卷は當時補續せし、所謂續藏の一部なること元より疑ふべき所なし。

此くの如く各種藏經皆な年號の明記あり、且つ自國舊本の一部にも、亦以上の如く明確なる紀年ありしに拘らず、何故に高宗新雕板に於て獨り之を除却せしや、殊に勘校の周到を以て誇りとする

此の藏に於て、特に此の如き重要な手落ちを見るは甚だ解し難し。恐らくは何等かの事由なかるべからざるに似たり。

(1) 高麗唯一長期の無年號時代

高麗史年表を取つて之を見るに

高宗十一年、以金國衰微不用年號(十一年以降四十年に及ぶ)

元宗元年 四月元宗還自蒙古即位 八月始行中統年號(蒙古始めて建元す)

とあり。即ち高宗十一年金の正朔を廢してより元宗元年始めて蒙古の年號を行ふまで三十八年間、高麗には全く年號なかりき。由來朝鮮は事大の國にして、古より支那の封冊を受け、其の正朔を行ひしことは、今改めて言ふの要なきも、高麗時代に於ても、太祖王建、後唐の正朔を奉じてより以來歷朝宋遼金元等に臣事して、其の正朔を行へり。然れども時に或は彼我の和好破れ、又は彼の土の

易世に際しては、暫らく年號を停止せしことなきにあらざるも、概ね數年の間に過ぎざるのみならず、此の間多くは南朝の年號を代用せり、その數十年に亙り全く年號を用ひざりしは獨り此の時あるのみ。當時蒙古北方に崛起して其の勢強大、殆んど大陸を席捲せんとするの概あり。金國も夙に其の壓迫を被りて、既に滅亡に垂んとし、餘勢漸く東方に及び、半島も亦た頗る恐威を感ずるに至りたるを以て、ここに斷然金の年號を停止して新來の勢力に迎合するの準備をなせしものなり。時に高麗は金の宣宗貞祐の年號を襲踏して十一年に及び、遂に之れを止めしものなるが、貞祐は四年にして改元し、興定となり、元光となし、彼我の交通既に梗塞して之れを知らざりしもの、如し。既に金の年號を止むれば又年號の用ゆべきものなし。前例によれば斯かる場合多くは北宋の年號を代用せしが如きも、毅宗以後、宋と絶すること

既に久しく、復たその年號を用うべくもあらず、高宗十九年蒙兵侵入以來、蒙古に臣を稱すと雖も蒙古亦未だ年號を建てざるを以て、遂に干支のみにて年を紀すの外、全く途なかりしなり。今試みに李相國集を取つて之を檢するに、此の書恰も當時の撰集に係り、年を記するに悉く干支を以てし偶々年號を用ゆるものあるも、劃然貞祐十一年に止まり、以後の年號を見出すことなし。今左に其の數例を摘記すべし。

△明昌六年月日記(醫王寺始創阿羅漢殿記末)明宗廿五年

△承安三年月日記(懸鐘院重勅記末)神宗元年

△貞祐十一年癸未歲記(天開寺記末)高宗十年

△貞祐十一年癸未二月某記(妙高山普賢堂主毘盧遮那如來丈六塑像記末)

同年

△貞祐十一年白雲居侍制典詰李春卿誌(赫上人

凌波亭記末)同年

○歲甲申孟秋宗山府守白公卒於理所云々（白公墓誌銘冒頭）同十一年

○時大歲乙酉朝議大夫試國子祭酒翰林侍講學士知制誥李奎報字春卿諱誌（王輪寺丈六金像靈驗收拾記末）同十二年

○時丙戌四月日序（新集御醫撮要序）同十三年

○甲午月日書（夢記末）同二十一年

○時闕蓬敦特（甲午）涂月日（夢驗記末）同二十年

○時乙未某月日（同年宰相書名記末）同二十二年

○時龍集柔兆渚灘（丙甲）辜月日……臣李奎報

序（全州牧新雕東坡文集跋尾）同二十三年

○維歲太歲丁酉十月朔己卯初七月乙酉王若曰云

々（東宮妃諡冊文冒頭）同二十四年

○辛丑八月日入內侍朝散大夫……李需序（李

相國集序文）同二十八年

尙ほ同集卷頭に掲ぐる、嗣子李涵の撰みし年譜にも、李奎報生歿七十四年間の干支と金の年號を

併記し、下に公年何歲とし、「癸未、貞祐十一年公年五十六」とある以降は、歿年に至るまで唯だ「干支公年

何歲」として年號を記さず。（因に同年譜公の生年

より四年間年號を缺けるは未だ攷へ得ず）又崔滋

の補閑集序に「甲寅四月日守太尉崔滋序」（高宗四

十一年）とあり、李仁老破閑集跋尾に「庚申三月

日擊闕門祇候世黃謹誌」（元宗元年、中統年號行用

以前）とあるに見るも貞祐十一年年號停止以後は

唯だ干支のみ用ひられしを知るべし。尙ほ之を金

石に徴するに

石に徴するに

△維大金貞祐十年歲在己卯九月二十日柱國三韓

普康令公薨于安康里私第云々（崔忠獻墓誌）

高宗六年

△貞祐九年□己九月日誌（柳半植墓誌）同八年

○甲申五月日沙門慧寂等立石（寶鏡寺圓真國師

碑）同十一年

○本朝啓統戊寅三百十二歲己丑八月日書（崔昭

墓誌) 同十六年

以上の如く、誠に僅少の例に過ぎざるも、亦適々貞祐前後紀年の相ひ異なるを知るべく、殊に本朝啓統三百十二歳とあるは、最近韓國獨立の際開國五百何年を稱せし如く、當時年號なかりしため用ひられしものなるを知るべし。

因に開城任益尊廟誌ニ、貞祐十五丁丑ノ歲次記刻シアルヲ兄ルモ、當時致仕在野ノ士、朝廷己ニ年號ヲ止メタルヲ知ラズ、漫然襲用セシモノニ外ナラザルベシ。

以上により、高宗十一年以後三十餘年間、全く年號なく、唯だ干支のみ用ひられし事實既に明瞭なり。而して高宗刻藏の事業は、恰もその廿三年より三十八年に至る十六年間にありしを以て、其の板木に干支のみを用ひて年次を記せしは、元より當然にして、之れ海印寺經板に遂に一も年號を見出し得ざる所以なりと解し得べし。

(2) 干支に誤まられし古來の諸説

海印寺經板に於ける干支のみの紀年は、漫然なされしものにあらずして、當時特種の事情の下に出でしものなること、以上述ぶる所により既に疑ひなきに似たり。朝鮮の學者、縉流曾て此の點に想到せしものなく、或は之を文宗の代に推し、或は穆宗の時に擬し、内地に於ける僧侶は又之を成宗の世なりとする等、何等決定する所なく、遂に千古の謎として今日に遺されしものなり。今此等諸説の一二を舉げて之を窺ふべし。

イ、成宗説

成宗説は、内地に於ける僧侶間に尙ほ有力にして、蓋し釋隨天の緣山三大藏緣起に基くものなりと云ふ。此の説の全く誤りなるは、既に研究家の指摘する所なるも、其の誤傳の根源たる、緣山麗本渡來の真相未だ詳ならざるため、「朝鮮國王成宗文懿王支那藏版の誤脱多きを慨し、趙宋至道元年使を遣はして官本を求めしめ、前後兩藏及契丹藏

を參訂校讐し、十四年の星霜を経て成れる善本」として尙ほ傳へらる。

此本はもと大和國忍辱山圓成寺の所藏に係り、文明年中、同山智恩院住持榮弘阿闍梨の將來せしものにして、慶長十四年、將軍家康、代償として寺領百五石を圓成寺に下し、之を増上寺に移せしものなり。而して圓成寺緣起によれば、永弘阿闍梨支那より將來せし所とし、頗る誤謬に陥れり。即ち常盤大定氏大藏雕印考に

大和の國圓成寺緣起によれば、同寺の麗本は、文明年中、當寺第百四世、當山智恩院の住持、永弘阿闍梨の支那より將來せる所、此時は明の第八主憲宗純皇帝の代なりしが、吾の邦國俗篤信なるを感じて、毘首翔摩作の千手大悲の像脇立功徳天、婆藪仙人の像を、藏經に附して賜へりと、其支那よりせりと云ふは、勿論朝鮮の誤にして、増上寺に現存するもの、即ちこの大藏

なり、この本の傳來不明なり。(哲學雜誌第三二二號)

と見え、此本傳來の事蹟夫だ世に知られざるを以て、先づ之を闡明するの要あり。

李朝歷代實錄を檢するに、成宗王十三年(文明十四年)、足利義政、榮弘首座を遣り、書を致して和州圓成寺の爲めに大藏一部を請ひ、合せて同寺復興の助縁を乞へる記事あるを見る。

丁未、日本國遣榮弘首座等來聘、夷千島王遐叉遣宮内卿等來獻土宜、日本國書契曰、日本國王源義政、奉復朝鮮國王殿下、兩國千里、世修隣好(略)抑我和州有敎寺、曰圓城、釋明禪者、安彌陀像而有年焉、昔有大唐妙智居士者、念誦彌陀、日夕不懈、一夕夢神人告曰、欲拜眞佛、須詣日本國圓城、云々夢乃覺、追尋瑞夢、來于我國、到彼寺、親拜眞容而成始願、然則虛驗舉國竭仰矣、爰丙戌歲、爲兵火佛閣僧宇悉化鳥有之

地、只幸本尊軀存也、無所供香華、於茲主事者告曰、苟非求助於上國、何以復金碧之舊觀耶、故

差釋氏榮弘首座、授第一牙符、津諭其意、且又欲求大藏經安置寺內、以爲一方殖福之地、庶幾分法寶、以利邊民、施資財以興梵剎、則上國之化無所大至也、菲薄方物、具于別幅、伏冀采納不宜、(別幅略)(成宗十三年壬寅四月)

之れによれば、圓成寺は文正年間(丙戌)慶兵燹に罹り、佛閣僧宇悉く烏有に歸して、只靈驗顯著なる本尊一軀を剩すのみとなり、殆んど香華を供する所なきに至りたるを以て、主事者の嘆願により、朝鮮の助縁を得て之を復興し、併せて藏經を求めて之を安置し以て一方殖福の道場となさんと欲し、文明十四年、遂に榮弘首座を遣り、之を請はしめしものなるを知る。之に對し朝鮮は前年藥師寺及西光院助縁の兩例を參酌して、綿紬三百匹、綿布三百匹、正布四百匹、計一千匹を給し、

並に大藏經一部を贈れり。而して此の大藏經は慶尙道にありしものなりき。

禮曹啓、日本國王求請大藏經一件、則以慶尙道所在賜送、圓成寺重創助縁、則前例戊子年融圓法印來請藥師寺助縁、綿布正布各二千匹、綿紬五百匹。甲午年正球首座來請西光院重創助縁、綿布正布各五百匹、今則年險、依右例爲難、於甲午年例各減一百匹、以送何如、命示領教寧以上、鄭昌孫韓明澹沈澹議、交隣之禮、固當優厚、依正球首座賜給例尹士昕尹壕議、依啓目施行、尹弼商李克培議、近聞日本通信久絶、且書契求請、辭縁懇切、交隣之禮、不可過略、甲午年正球首座只給綿布正布各五百匹、今用此例、而又各減一百匹似略、參酌融圓法印及正球首座兩例綿紬三百匹、綿布三百匹、正布四百匹、共一千匹及大藏經一件、賜送何如、洪應義、(略)伏惟上裁、從弼商等議。(成宗十三年壬寅四月丙辰)

日本國王源義政使僧榮弘、夷千島主遐、又所遣宮
内卿辭、其答日本國王書曰、我國與貴朝、世敦
信睦、而滄海遼隔、久切企想、因貴使、詣動履
佳勝、蒙厚祝、良用欣感、所示助緣、及大藏經
就付回使、具在別幅、(略)別幅綿紬三百匹、綿
布三百匹、正布四百匹、大藏經一件(下略)

以上により、此の藏經傳來の由來既に明瞭せり。
而して此の藏最後に收むる所の、慧琳音義の末尾
に金守温の撰に係る左の跋文あるにより、李朝第
七代世祖四年五十部印成中の一部なること、又明
かなり。

(上略)天順紀元丁丑之冬、上傳旨于桂陽君臣瓚
領中樞院事臣尹師路、議政府左贊成臣申叙舟、
判中樞院事臣李仁孫、權擧吏曹判書臣韓明滄、
承政院都承旨臣曾錫文等、若曰、余以否德、承
天地祖宗之靈、位於臣民之上、幸與卿等而際會、
亦非小種善根、惟佛教之流於震丹、其來已久、

其說之載于文、又莫若藏經之專、幸其刊板、具在
於海印寺、近歲士民之好善者、印成全部、間被
國家賜於日本、存者無幾、豫欲印就若干部、分置
於名山福地、(略)今因肇功、成至五十部、將遍
鎮於我東、僧藍之大處、卿等其措置(略)命副知通
禮門事臣尹贊、宗簿注簿臣鄭根、往慶尙道、預
爲區辨、與判禪宗事臣守眉、海印寺住持臣竹軒、
仍督其務、且諭監司臣李克培、總監之、遂用明年
春閏二月、創役、至其年四月告訖、於是命臣守
温跋其後(下略)

此の印成は、海印寺刊板に就てなされしこと文中
明かにして即ち現存の高宗板に外ならず。然るに
之を高麗成宗の雕板なりと爲せしは、一は李朝の
成宗と彼此混同したる點之れあるべきも、思ふに
顯宗の初雕を知り、而して經卷に於ける最終の干
支辛亥が、顯宗二年に當るを見、之れより逆算し
て穆宗を經、成宗末年の丁酉に遡り、恰ま此の近

年韓彦卿入宋して官本を將來せし事實あるに致へこれ成宗の發願經始に係り顯宗初年に大成せしものと推定せしものに似たり。

ロ、文宗 說

次に文宗の雕板なりとするは、即ち海印寺事蹟碑にして、「高麗文宗時藏大藏板」とせり、高麗に於て顯宗、文宗共に雕板の擧ありしは、李奎報の刻藏祈告文に、顯宗二年丹兵斥攘の爲め之を刻成せしことを記し、又大覺國師文集に「顯祖則雕五千軸之秘藏文考乃鏤千萬頌之契經、正文雖布於邇遐、章疏或幾乎墜失」とあるによりて的確なり。而して此の二代各々別に一藏を鏤刻せしにあらざして、顯宗之を初め、文宗之を繼ぎ、正藏を完成したるものと見るべく、右文意も亦しかく解せらる而して此の二代の功に成りし正藏の範圍は如何と云ふに、開元釋教錄、貞元續開元釋教錄所收の經典と、大宋新譯の經論、合せて六千餘卷なるを、

又同集寄日本諸法師求集教藏疏に

敬白諸善友緣、本國崇奉佛教日已矣、其開元釋教錄智昇所撰、貞元續開元釋教錄圓照所撰、兩本所收經律論等、泊大宋翻經論、摠六千來卷、並已雕鏤施行訖、自古聖(以下缺)

とあるによりて明かなり、或は六千來卷の雕鏤を以て此の時のごとく解するは誤りにて、其の本國佛教を奉崇する日己に久し矣と云ふに見るも、過去の成板を言ひしものなること勿論にして、而して其の意尙疏鈔の類を闕くを遺憾とし、之を諸方に求めて補足せんとせしに在ること、左の一文によりて又了解し得べきなり。

茲桑木之區、素仰竺乾之化、雖經論而具矣、然疏鈔以闕如、欲以于古于今大遼太宗、凡有百家之科教、集爲一藏、以流通云々(大覺文集代世子集教藏發願疏)

元來義天の發願は、正藏は前己に具備せるを以て

諸師百家の著述、注疏の類を集めて教藏となし、正藏と共に合せ傳へんとするにありしなり。新編諸宗教藏總録序に

嘗竊謂、經論雖備、而章疏或廢、則流通无由矣。輒效昇公護法之志、搜訪教口、以爲己任、孜孜不捨、僅二十載于茲矣、口以所得新舊、製撰諸宗義章、不敢私秘、口而出之、後有所獲、亦欲隨而錄之、脫或口口編次函帙、與三藏正文垂之无窮、則吾願畢矣、云々(大覺國師文集)

とあるに見るも彼れの願意明瞭なり。之れより前き其の入宋して將に東歸せんとするに當り、某師に與へし書にも、

(上缺)公所傳諸家教乘、或有絕本不行者、或有魚魯混淆者、或有闕於鈔解者、兼以自五代至今日向二百年、諸師著述未見流通、所以發憤忘遐、特來求法、今被本國王催來之命、還鄉在卽、伏望大法師、流通爲急、凡有古今諸家章疏、出自

示之、貴得還鄉之日、聚集古今諸宗教乘、摠爲一藏、垂於萬世、導元窮機、返本還源、是其本願也。(大覺國師文集)

とありて卽ち諸家の章疏を窮搜し、絶本を流通し五代以來諸師の著述を兼ね集めて、一藏を爲さんと欲せしは、抑も入宋の大眼目なりしなり。されば還郷の後、興王寺に教藏司を置き、愈々夙願の成就に着手せり。前に引ける代宣王諸宗教藏影印疏は卽ち此の時のものなるべし。其の教藏司と稱し、諸宗教藏と云ふに見るも、經律論の三藏以外のものたるを知るべし。今重ねて此疏を見るに

右伏以、三藏宣文、百王取信、暨流傳之經久、在景仰以増深、且夫佛之說經、由經者論、經由論顯、論待疏通、疏摠義章、義由師述、繼相紉釋、歷代有人、故得智者立於天台遠公垂訓於淨影、慈恩安國該衆說於三時、賢首清涼會異端於五教、至若南山之行事、東塔之開宗、降及諸家

殆盈百氏、斯皆軻雄該道、俱爲闕里之徒、公穀受經、竝列春秋之學、遂使丹青玉牒、潤色金言垂爲出世之規、永作不刊之典、云々(大覺文集)

多きに及ぶと云ふ。今常盤氏著大藏經雕印考(哲學雜誌三二一號所載)載する所を擧ぐれば左の如し。

とありて、天台、慈恩、賢首南山各宗祖師の立言教義乃至百家の説は、孟軻、揚雄の師道を祖述し公羊、穀梁の春秋を傳するが如く、垂して出世の規となり、永く不刊の典たるべきものなりとし、次で前出の如く、我が國、顯祖文考の鏤雕によりて、正文既に完成し、遠近に流布すと雖も、章疏を缺くが故に、茲に立願して之を補ひ、善を盡し美を盡さんと云ふにあるを以て、此の教藏が各宗祖師等の撰述に係る鈔疏の類なること全く明白にして、新編諸宗教藏總錄は即ち其目錄なるを知る。この目錄全く逸散して朝鮮に傳ふる所あるを聞かざるも、幸に筆寫によりて早く本邦に傳へられ、元祿六年東都の書肆之を上梓せり、その目錄三卷中取むる所の書目實に一千十部、四千八百四卷の

華嚴教疏	百七十七部	千貳百三十四卷
圓覺經疏	十八部	九十四卷
涅槃經疏	三十部	二百七卷
法華經疏	六十一部	貳百貳拾參卷
般若經疏	五十六部	百十六卷
楞伽經疏	十一部	四十六卷
楞嚴經疏	二十七部	百八十四卷
維摩疏	十九部	百三十一卷
金光明疏	二十五部	八十六卷
仁王疏	十二部	四十八卷
大寶積疏	三部	五卷
淨土三部經疏	四十部	二十七卷
其他の大乗經疏	八十二部	二百二十二卷
梵網經疏	二十七部	六十四卷

遺教經疏 九部 十二卷

四分律疏 五十八部 三百六卷

十誦律疏 四十八部 八十六卷

大乘論 百六十九部 九百十二卷

小乘論 三十五部 百五十四卷

雜部 百三部 六百十七卷

計 一千十部 四千七百七十四卷

是れ全く大覺國師碑に興王寺に教藏司を置きて刊行せりとする四千餘卷と、其の數符合し、悉く諸經の注疏以下のものなり。

こゝに於て開元錄以下六千來卷の正藏は、全く顯文二代の雕造に係り、義天の追雕は如上の鈔疏四千數百卷なりしこと判明し、前段推論の果たして誤りなかりしを知る。されば宣宗の時第二回高麗正藏の雕造ありとする説の如きは、之れにより全く消滅すべきものと云ふべし。

斯くの如く高麗舊藏は顯宗に始まり、徳宗、靖

宗を經、文宗之を繼ぎて正藏を完成し、宣宗に至り、義天之れに教藏を補續し、其事業は肅宗の代に互りしこと、釋論通立鈔に壽昌五年の末記あるによりて明かなれば、凡そ七代八十有餘年に互り斷續して雕造せられしものなるを知るべく、從つて其干支は間斷し、現存經板に於けるが如き全然相連續せる干支を見出し得べからざるは勿論なり海印寺碑の撰者雲客有機は如何なる人なるやを知らざるも、文宗の在位中偶々經板の干支と同一の經次あるを見、文宗雕藏の一端を知りて、是れ文宗の雕板なりと速斷せしものなるべし。

(參照)

(前略)後宣宗即位の第三年四月に至り王弟大覺國師は求法の爲め宋遼に入り云々、其歸國するに及び佛書四千卷を猶し之を彫刻に付したるのみならず、猶は日本より佛書を蒐集したるは仁宗の朝王命を奉じて金富軾が撰みたる大覺國師の碑銘中に「云々」とあり又其の末

に

(前略) 當時北遼天祐帝聞其名、送大藏經及諸宗疏抄
六千九百餘卷(後略)

とあり、而して又大覺國師の作に係る審日本諸法師求
教藏疏に

敬白諸善友云々……總六千來卷並已雕刻施行訖、自
古聖以下缺(前に掲ぐ)

とあるのみならず、前に挙げたる代宣王諸宗教藏彫印疏の
記事に依りて之を證するに足る。而して其開板の年代審な
らざるも、歸來直に之に着手し數年間にして竣工したるも
のなるべければ、其著手期は宣宗の第三年若は第四年なる
は明にして、今を距るこゝ約八百十餘年に當る。之を大藏
經版雕造の第二回とす。(海印寺調査報告書村上龍信)

(上略) 高麗大藏の新雕が顯宗十一年より文宗卅七年に互
る六十四年間にあるといふに於て異論なからん、云々。そ
の中心を爲す五千餘卷の開板が、寧ろ顯宗に初まり、靖
宗を経て、文宗の十二年に至る三十八年間に在りを見る
を釋當とす。これ最高限度なり。此間には中止せるこゝ

もありしならん。この時に至りて文宗が初めて藏經を印
成せるも直なりといふべし。以上は開元錄所載の三藏な
り。

その後、大宋の新譯たる續貞元錄所載の經論は、文宗
の代を終るまでの廿五年間に完成せられたり。前後通計
最高限度六十四年間にして、約六千卷の雕造ありしもの
なり。大覺國師が顯祖に五千軸を屬せしめたるは、文宗
の千萬頰に對する對句のみ。文宗の薨後、書を日本の佛
徒に寄せたる中に、六千來卷を完成せりといふもの、能
く其眞を表はせり、云々。(哲學雜誌第三二號常盤大定氏大
藏經雕印考)

二 經板轉輸説の矛盾と二本の疑ひ

高宗三十八年辛亥雕板功畢り、之を江華西門外
の板堂に度せし以後、何時海印寺に移轉せしやに
就ては未だ確定せし説なし。或は其の轉輸を以て
高麗時代なりとする説ありしも、其の後李朝實錄
より李太祖七年迄、經板の尙ほ依然として江華に

在りし記事發見せられ、この推説は全く成立し難きに至れり。

丙辰幸龍山、大藏經板輪自江華禪源寺、戊午兩令隊長隊副二千人、輸經板于支天寺（太祖實錄七年五月條）

次に又實錄に定宗元年正月海印寺に於て、大藏經印成の記事見ゆるを以て、經板は李太祖七年江華より一先づ之れを京城支天寺に移し、更に海印寺に轉輸せしものならんとの推側を生ぜり。

命慶尙監司、飯印經僧徒于海印寺、太上王欲以私財印成大藏經、納東北面所畜菽粟五百四十石于端吉兩倉、換海印寺傍近諸州米豆、如其數、（定宗實錄元年正月條）

然るに仔細に之を考ふるに、實錄は獨り支天寺轉輸を載せ、隊長副隊二千人を發して之を運搬せしことを云ふのみならず、檢校參贊門下府事俞光祐をして行香せしめ、五教兩宗僧徒等誦經し、儀

仗鼓吹前導して親迎せし一大盛典なりしことを記すに拘らず、更に之れより大事件たるべき海印寺輸送につきては、何等記する所なきは甚だ怪しむべし。

命檢校參贊門下府事俞光祐行香、五教兩宗僧徒誦經、儀仗鼓吹前導、（太祖實錄七年五月）「輸經板于支天寺」の續き）

抑も當時經板を江華より京城に移せしは、倭寇の災禍を避けんが爲めなること言ふ迄もなかるべし。高麗の末運、海寇到る所猖獗を極め、江華喬桐又屢々其の災を被り、經板の安危を疑はれしは既に又しかりしなるべく、時の大儒李穡の彌智山龜門寺大藏殿記に、この頃江華府西なる龍藏寺の大藏經卷が、不幸にして賊の蹂躪する處となり、半ば亡失せしを以て、施主等相謀て之を陸地に移轉せしことを記すに徴するも明なり。而して彼の經卷の如く之を他に移轉し得ざりしは、其の重量の

甚だ大なる爲なるべし。李太祖開國の初、百事尙ほ草創、未だ之を顧みるの違なかりしが、此に至り漸く之を移轉せしものならん。然るに未だ數月ならずして忽ち又遠く海印寺に移し、再び不安の地に委するが如きは、頗る矛盾と謂はざるべからず。由來海印寺は深山の靈區、三災到らざる地と稱せられ、麗初より國史をこゝに藏せしが、倭寇跳梁以來、此地も終に危險となり、辛禰五年之を善州得益寺に移し、同七年秋、嶺を越へて之を忠清の開天寺に輸し、同年寇又忠清の旁縣に逼まりしを以て、更に之を陰竹の七長寺に移せり。これ麗史にも記する所なるが、今便宜陽村集「送襄中員修撰晒史七長寺序」を掲げて之を證すべし。

送襄中員修撰晒史七長寺序 權近

(上略)本朝有海東數百年、初藏國史于伽倻之海印、盖慮後世遭亂而墜失也、伽倻在國最遠而險海印在伽倻最僻深阻、故國家雖有變而亂、未嘗

及焉、祖宗之慮遠矣、比者制倭失律、深寇州縣伽倻幾不守、洪武己未秋、輸其史于善之得益、辛酉秋、踰嶺而北、又輸于忠之開天、今癸亥夏、賊又逼忠之旁縣、七月、又自開天移千竹之七長寺、地之險遠不足恃、而賊之敢深入乃若此、嗚呼可以觀世變矣、云々。

恭讓王二年十二月、險竹亦た入侵を受くるに及び、更に之を忠州に移せり。是れ太祖開國前僅に一年有餘に過ぎず。

移國史于忠州、先是藏於竹州七長寺、今夏倭賊入侵、故移之、(高麗史恭讓王二年十二月條)

伽倻の深遠も亦恃むに足らず、國史の保存も終に危ぶまるゝに至り、轉々移轉して近畿に致されし事情此くの如し。太祖即位の後も海寇更に熄まず、爲めに江華の經板を京城に移せし所以なるに拘らず、國史移轉の事情と全く逆行して、之を伽倻に移せりとは、到底想像し難しと云ふべし。

實録を按ずるに、李太祖壬申年後の十二月、僉書中樞事鄭勳に命じ、大藏經印成の願文を製せしむ。鄭勳もと儒臣佛を好まず、因て之を諫止せんとするや、太祖即ち儒宗李穡の奉佛を引き、佛若し信するに足らざれば、穡豈に信せんとして、之を斥けし記事あるを見る。

後十二月庚辰、命僉書中樞院事鄭勳、製出大藏經願文以進、勳曰、殿下何眷々於佛事、請勿信上曰、李穡爲儒宗信佛、若不足信、穡豈信哉、

勳對曰、穡爲世大儒、而取譏於人者、良以此也上曰、然則穡反及汝乎、其勿復言、(太祖實録元年條)

之に依りて之を觀るに、當時太祖印經の舉ありしが如く察せらる。更に實録を檢するに、翌癸酉二年三月の條に「癸酉、演福寺五層塔成、命設文殊會、親幸聞自超說禪、」又四月の條に「丙子、上與中宮幸演福寺、觀文殊會」とありて、演福寺五層

塔重創の事を記し、十一月に至り全く落成を告げしを以て、先きに塔藏せし大藏經を披讀して慶成せしことを録せり。

己丑、飯僧于演福寺、披讀大藏經、以王師自超主講、先是營五層塔、藏大藏經、至是落之、(太祖實録二年十一月條)

此の演福寺重創大藏塔藏に就ては、當時權近の撰に成れる「演福寺重創記」ありて、更に其の詳を知るを得べし。

(上略)於是、董功益勤、功乃告成、癸壬申冬十有二月也、癸酉之春、塗丹纒、暈飛雲表、鳥翔天際、金碧炫耀、暉映半空、上安佛舍利、中度大藏、下置毗盧肖像、所以資福邦家、永利萬世也、夏四月、設文殊會、以落厥成、(中略)上安佛骨厥靈赫、中度大藏具萬軸、下置毗盧備嚴飾云々、(陽村集)

此に度藏せし萬軸の大藏が、當時新に印成せし

ものなること、又同人の撰に係る演福寺大藏披覽
疏によりて之を知るを得べし、

(上略)乃與臣僚、同發誓願、營五層之塔殿、光
覆舊基、即千函之法文、克成新典、既已度藏而
奉置、云々、(陽村集)

次に海印寺事蹟に太祖親製の印經跋文を載する
を見る。

蓋聞經律論、通名大藏、(略)寡人蒙天地之佑、
祖宗之德、獲膺推戴、以即寶位、惟念否德、不
克負荷、尙賴佛教方便之力、庶可以福先世、而
利群生也、肆於即位之初、重營古塔、莊嚴畢備、
仍與群臣、願成大藏、以安于塔、翼因密護、法
雲廣布、群物咸蘇、福國利民、兵韜世治、萬世
永賴、此寡人之願也、朝鮮國王李 跋

洪武二十六年癸酉月日跋

王 顯 妃
王 世 子

同願

鎮 安 君 芳 雨

永安君兼義興親軍衛節度使 芳 果

益 安 君 芳 毅

懷 安 君 芳 幹

靖 安 君 芳 遠

撫安君兼義興親軍衛節度使 芳 蕃

寧 安 君 良 祐

純忠佐命開國功臣興安君兼義興

親軍衛節度使知書筵事 李 齊

特進輔國崇祿大夫判門下府事 洪 永 通

特進輔國崇祿大夫領三司事集賢

殿大學士 安宗源

同德奮義佐命開國功臣特進輔國崇

祿大夫門下左侍中判都評議使司吏

書事兼判尙瑞司事修文殿大學士監

藝文春秋館事領經筵事世子師平壤

伯食邑一千戸食實封三百戸

趙浚

前奉翊大夫同知密直司事南議上

(中略)

全羅道按廉使嘉善大夫刑曹典書

金希善

星山郡夫人

李氏

楊廣道按廉使佐命開國功臣嘉善

棟梁

大夫禮曹典書

趙璞

禪德 信原

慶尙道按廉使翊戴開國功臣保功

天珪

將軍千牛衛大將軍

沈孝生

(下略)

資憲大夫完山府尹

柳珣

通政大夫知陝州事

李執

中訓大夫南原府使

尹會宗

通德郎知草溪郡事

李洽

通德郎昌寧監務

金潤德

承議郎高靈監務

鄭淑道

宣教郎溫水監務

李虔

奉直郎時興驛丞

趙湖

前禪教都總統判僧錄司事海印寺

住持國一都大師

敬南

此の跋文は其の原板と覺ばしき板木別に同寺に保存せらる。洪武二十六年癸酉は即ち太祖開國二年に當り、文中肆に卽位の初に於て古塔を重營し莊嚴畢く備はる、仍て群臣と共に、大藏を願成して以て塔に安んずとあるは、前に擧ぐる所の權近の大藏披覽疏並に實錄の記事と符節を合するが如く、演福寺塔藏の際用ひし願文なること一點の疑を容れず、而して此の印經が海印寺に於て行はれしものなることは、右願文の終に列記せらるゝ同願者臺閣の諸公以下は、印經の役に關係あるべし

と思惟せらるゝ陝川、草溪、高靈等海印寺附近の地方官のみにして、江華傍近の地方官乃至經板所在の禪源寺僧侶等一も擧ぐるどころなく、殊に海印寺住持の記名あるに徴し、明なりと云ふを得べし。

以上の諸證により、太祖二年海印寺に於て印經の擧ありしこと既に疑なかるべし、然るに一方經板が太祖七年尙ほ依然として江華に在りしこと、實錄の記事によりて又的確なれば、此の兩事實は如何に之を解釋すべきや、兩所の間經板再三の移轉往復ありしは元より想像し得べきにあらざるが故に、茲に經板元と二本にあらざるやとの疑を生ぜざるを得ざるべし。

然れども此の疑に對し直ちに衝突するものは定宗元年の印經之れなり。經板若し二本なりとせば當時江華板既に移されて京城に在り、然るに之に就きて印成せずして却て遠く海印寺に印せしは訝

しと云ふべし。實錄を檢するに定宗元年大内義弘百濟の後裔なりと稱し、賜姓采土を乞ひ、併せて大藏經板を請ひしことあるを見る。今之に對する朴錫命等上疏の一節を左に擧ぐべし。

右散騎常侍朴錫命等上疏曰、(中略)願殿下賞義弘、以金帛與其所求大藏經板、毋以土田錫之、則御戎賞功之道得矣、下使司議之、云々、(定宗實錄元年七月條)

當時義弘に對する賜姓給田の議に就きては、異論百出し、中樞院並に朗舍等互に其の可否を論せしが、經板の請に對しては別に之れが不可を言ひしものなく、次の一節によりて之を見るに、結局朴錫命等の説用ひられ、金帛と經板を給與することとなりしものゝ如し。此の説は門下府等も共に支持せし所なりき。

引見日本使者副官僧十人于西涼廳、十人詣闕拜辭、賜苧麻布及人蔘虎豹皮等物、以謝大將軍及

義弘、爲我滅賊之意、且答大藏經板之請曰、古有二本、一本國人所印、一本海寇火之、殘缺不完、將令攸司完補以遺、其具舟楫來輸焉、(定宗實錄元年七月)

即ち大藏經板は、古二本あり、一本は國人の印用する所、與ふべからず、一本は海寇の燹に罹り殘缺完からず、將に所司に命して完補せしめ以て遺るべし、其れ舟楫を具へて來り輸せよと、王親しく口約せり。是れ一時權宜の遁辭と見るべき事情も存せざること前陳の如し、その海寇之を火くと言へるは正に之れ江華の一本が頻年の寇火により、既に殘缺せし消息を語るものと見るべく、而して一本の國人印する所と稱するは、即ち之れ海印寺板にして闕缺なき完本なりと考ふるを得べし此に於て定宗元年の印經が、海印寺に於て行はれし所以を了解し得べく、且つ之れにより經板二本の疑ひは愈々擡頭し來るを覺ゆべし。

次に又訝しきは、應永三十二年足利義持の經板の請に對する世宗の答書に、大藏經板只だ是れ一本なりとあるに在り。

朝鮮國王禔奉復日本國王殿下、使至惠書、獲審動止康裕、仍承嘉貺、欣感殊深、所需大藏經板、只是一本、且予祖宗所傳、不可從命、前書已盡、惟照察、云々、(善隣國寶記)

此の書は義持の使、僧中兌、梵齡の齎し歸りしものにて、需むる所の大藏經板只だ是れ一本なりとせり、而して文中前書已に盡くすとあるにより又之を一閱するの要あり。

專使惠書、備審體、多福、仍承嘉貺、甚喜、且蒙多遣俘虜、深以爲感、所需大藏經之板、只有一件、實我祖宗相傳之物、未獲依命、將密教大藏經板、若注華嚴經板、授臣判繕工監事朴安臣、虎翼衛大護軍李藝領去、以表謝忱、來使圭籌、請還人口五十三名、就付發遣、不腆信物、云々

(世宗實錄)

此の書善隣國寶記之を逸するも、世宗實錄之を載す。即ち應永三十一年、前經板請求の使、僧圭籌の還ると共に渡來せし朝鮮回禮使朴安臣等の齎せしものにして、書中又經板の一件なるを云へり然らば經板は終に是れ一本なりとせざるべからざるに似たり。然れども當時義持此くの如く執拗に之を要求せしには、又何等かの理由あるべしと考へ得ざるにあらず、今其の遺書を見るに

今遣專使圭籌知客、副使梵齡、別有所陳、雖似得隴望蜀、要脩鄰好、寧可秘情、聞貴國藏經板非一、正要一藏經板、安之此方、使信心輩任意印施、云々、苟得所請、永以爲好也、云々、(世宗實錄五年二月)

「聞貴國藏經板非一」とありて、經板の一本にあらざるを聞知せしが故に、一藏の分與を請ひ、之れを此方に安置し、信心の輩をして任意に印施せ

しめんと欲せしものなるを知る。即ち定宗曾て二本あることを言ひ、一本の分與を約せしことあり時の當事者義弘死して其の消息或は既に明らかならざるに至りしものなるべきに、尙ほ隴氣に一本にあらざること傳へられしものならんか。且つ又當時の專使圭籌が初めて朝鮮に使せしは太宗十四年にして、大藏經の要求なりき。時に太宗は我國頻年藏經誅求の煩に堪へず、寧ろ經板を送りて後請の途を絶たんとせり。

送大藏經于日本國、賜大般若經于圭籌、初上謂代言等曰、日本國王求大藏經、賜經板何如、對曰、我經板不少、送之何害、上曰、京外經板計數以聞、上又曰、今日本請大藏經、已成之物盡令入送未便、若送板子、則後雖復請、有言可執云々、(太宗實錄十四年七月)

此の時經板或は尙ほ一本にあらざりしもの、如く、王また分與の意あり。圭籌は夙に此等の消息

を聞知せしが故に、後年義持をして遂に之の請をなさしめ、而して自から其の使に當り、一本の請來を期せしものならんか。されば當時彼の請求は頗る強硬にして、此の請若し容れられざれば生還を欲せずとて、遂に絶食して饋送を退け、或は兵威に訴へんとするの状を示せり。要するに經板の二本の疑が彼れの肚中に牢固たりしによるるべきか。

當時世宗の一本なりと稱せしも、事實又然りしならんは、實錄左の一節によりて首肯し得べし。

上謂承旨曰、日本國每請大藏經板、以我國不崇佛教、是板在外、意謂強請則必得故也、前日求板、答以我國相傳之寶、不可輕以與人、彼不得而還、移置此板於都城傍近、若檜巖開慶、則彼亦聞之、知我國世寶之意、自不求請、云々、(世宗實錄十九年四月條)

則ち「是板在外」と云ひ、之を都城附近の寺院に

移さんとせしは、正に之れ海印寺の一本なること明にして、此の時既に支天寺の殘缺板は全く散逸して既に忘れられしものにあらざるか。

太祖二年海印寺に於ける印經の事蹟と、同七年經板江華現存の事實が共に的確なる限り、經板二本の疑ひは依然として消滅せざるべし、朝鮮佛教通史の著者李能和氏は早く既に此の點に着眼せられ、其の著に於て、經板の移轉に關する從來の考證等を擧げ、其の終に於て左の如く言へり。

雖然、太祖二年癸酉七月、重營古塔于海印寺、願成大藏以安于塔、見太祖御製願文、則成此大藏之時、江華板非在海印寺也。然則分司雕造之經板、置于海印寺、亦未可知也。

太祖二年印經の時、江華板は尙ほ江華に在り、而して海印寺に於て印經の擧ありとせば、これ自から別板なりと考へざるべからず、或は此の板は高宗雕板の時、海印寺傍近に置かれし分司都監雕

造のものなるやも知るべからずとするものにて、則ち經板の二本にあらざるやを疑へり。熟ら當時の事情を考ふるに、高麗は夙に蒙兵の侵寇を被り都を江華に移し、僅に國家の餘命を保つの状態にして、蒙古に對し臣を稱し、頻りに徹兵を乞ふと雖も、其の威壓は愈々加はり、頼む所の一衣帶水は鞭を投ずるも尙ほ渡るべく、晝爾たる孤島一蹶將に粉碎せられんとする危機に在り、此の時に當り十六年の經營を重ね、君臣上下の祈願を籠め、漸く成就せし無上の法寶を、此の地に置くの危険なるはもとより明らかなりならんに、敢て此處に置きし所以のものは、符仁寺の前災に於て積年の功一朝灰燼に歸せしに鑑み、今之を新にする以上は、縱令一本は又兵燹の厄に遭遇することあるも、猶ほ一本の萬全を期せんとし、茲に二本を刻成し、一本は之を名山三災到らざる地に襲藏して永く國家の冥護に資し、一は此の地に置きて鎮兵

の護符となし、以て怨敵の退散を禱りしものにあらざるかとも思はれざるにあらず。陶隱集載する所の左の一詩も、麗末經板の海印寺に在りしを思はしむるに足るを以て、經板二本の疑は強ち所以なきにあらざるべし。記して識者の研究に俟たんとす。

睡庵文長老印、藏經于海印寺戲呈

睡庵認破本來眞、不是尋行數墨人、安用區々印經卷、上帝黃乘未爲珍（下略）

因に分司の雕板は、分司の雕造なること、それぞれに記刻しある由なるを以て、海印寺板は分司のみのものにはあらざるべし。

三 經板の増雕と目錄追加の年時

次に此の大藏に就て疑問とし尙ほ残れるものは追加目錄に載する宗鏡錄以下十五部二百三十餘卷追雕の年時なり。海印寺調査報告書には高宗雕板

の事業は、同王三十五年、戊申一旦完結し、六千五百四十七卷の大藏目錄を刻成したるも、其の後補遺として宗鏡錄以下の論鈔等を同年より引續き彫造し、三十八年辛亥に至り、全く功を畢りしものとせるも、劈頭の宗鏡錄の各卷の終に

丙午、歲分司大藏都監開板

丁未、歲分司大藏都監開板

戊申、歲分司大藏都監開板

等の記刻ありて、丙午、丁未共に戊申に先づ干支なれば、之れを戊申後引續き彫造したりと云ふは先づ當らざるべし、又追加目錄の末尾にある海冥壯雄の跋に乙丑の歲次あるを以て、恐らくはこれ高宗以後麗代に於ける乙丑の歲ならんとし、或は頻りに印經頒布のことありし、李朝世宗の乙丑ならんかとの説も見ゆれど、未だ確定せず、今追加目錄跋尾の文を見るに

歲乙丑、余任此、參印經事矣、閱板校訂、宗鏡

錄十五部二百三十一卷錄中不參、而亦板章面不書某字印者印難校者校力故印事畢後與退庵公鑄佑諷、命歆勵氏舊錄漏者已補某部板頭某冊幾張而不書某字可缺也、然前人之事目於此者、不誅於我爾。

五月下浣

海冥壯雄誌

比丘 希 一 書

とありて壯雄の乙丑の歲印經の事に參し、閱板校訂せしに宗鏡錄等十五部は目錄之を載せず、而して板面に字號なし、爲め印刷校訂共に甚だ勞力を費せり、因て印事畢りし後、歆勵氏に命じ目錄の脱漏を補ひ字號を補刻せりと云ふものゝ如く、而して字號を加へざるは、雜板の類にして大藏中に入るべからざるを示せしならん。斯く見來れば此の乙丑は經板の彫造には別に關係なく、唯だ目錄追加の時なるを知る。而して此の乙丑が最近李太王二年の乙丑なること左記によりて之を知るを得

得べし。

印製大藏經跋（海印寺事蹟）

（上略）我聖上即位之明年、毘盧藏上士南湖與長老南溟、斷金爲誓、云々、不期年而鳩材一萬四千金、不改月而印經兩藏二件、而一安五坊、後爲致具、一安雪嶽、開人眼目、云々、躬參時事之顛末故、因命毛公、爰援圓巧、永示可畏云爾。
同治四年乙丑秋九月下浣海冥壯雄述

これによりて目錄追加の年時は已に明瞭となれるも、經板追雕の時代は全く捕捉すべき所なきに至れり。麗藏目錄を取つて之を檢するに、經卷の函號は千字文の天宇に始まり「鉅野洞庭」の洞字に終る。而して追加目錄の函號は當に次の庭字に始まるべき筈なるに、然らずして其の筆頭に載する宗鏡錄には、「祿移富車駕肥輕策切茂」の十字を附し庭字は却つて其の次の證道歌外二部に附せられ、以下は順次「曠遠餘邊屺香冥治本於農務」と接續

す宗鏡錄に附せる十字は千字文に於て、目錄最終の字號洞字以前既出の文字にして、即ち目錄下卷中收むる所の新集藏音義以下、大方廣佛華嚴經に既に附せる函號なり。而して證道歌以下十四部に附せし庭字以下十四字は、全く新に追加せし新函號なるを知る。乙丑の時同じく追加せしものなるに拘らず、其の函號を附するに於て、斯く二様の異なる方法を探りしは、當時海冥壯雄仔細に經板を校閲し、一は目錄の脱落と認め、他は後來の追加と斷せしものなるべし。換言すれば宗鏡錄は大藏と同時のものなるも、板面に函號を刻落し、目錄亦之を漏し、ものとし、依て舊函號を附して之を目錄中に挿補するの意を示し、證道歌以下は爾後の入藏に係り未だ目錄の追加なきを以て新に字號を起して之を追加せしものならん。抑も壯雄が完鏡錄を同時の雕板と認ゆしは、前掲の如く丙午、丁未、戊申等他の經板と同一の干支あり、分司都

監の開板とあるによりしなるべく、而して之れが函號を決定せしは後世渡來の目錄によりしものなるべし。思ふに此の板は壯雄見る處の如く大藏板と同時のものなるべく、唯だ他の經卷に於けるが如く高麗國大藏都監奉勅雕造とせずして、分司大藏都監開板とし且つ函號を附せざりしに考ふれば當時對校の用に供せし各種目錄には、未だ此の經卷の入藏を見ざるを以て、目錄以外に重要な教典として特に起刻せしものならんか。

證道歌以下十四部は果たして後世追雕のものなりや否や、悉一點檢するにあらざれば云爲し難きも、僅に此の内の一部なる禮念彌陀道場懺法を見るに、弘治十六年癸亥僧學祖の跋文ありて、李朝燕山君八年壬戌、海印寺に於て重刊せしものなるを知れり。

(上略)懺法板本、遠在京洛、傳之未廣、歲在壬戌、重刊於海印寺、以爲行者之便、云々、

弘治十六年癸亥暮春上澣直旨寺老納燈谷學祖七十二歲于東廂

而して此の經板は高麗忠肅王後元元年高麗の三藏法師旋公が燕都天源延聖寺に於て重刊せし經卷を底本として起刻せしものなり。其の他の經板に就きては更に後日の研究に俟つべし。

四 忘れられし崔瑀、崔阮の偉業

海印寺雜板中に大字金剛般若波羅密經あり、高宗元年符仁寺の起刻に係る同經(板は海印寺に在り)の小字なるに對し、同王二十四年晉陽侯崔瑀が特に大字を以て刻成せしもの、如く、卷末に左の願文あり。

守太傅門下侍中上柱國上將軍判御史臺事晉陽侯崔瑀

特發弘願以大字

金剛般若經雕板流通所冀隣兵不起國祚中興延

及法界有情俱霑勝利破諸有相共識真空

時、丁酉十二月、謹誌

稱(後ち恰に改む)は崔忠獻の子にして、高宗六年、父の後を襲ぎて政權を握り、政房を私第に置き、朝政を專斷せり。十九年蒙兵の侵迫を受くるや、王を要して都を江華に遷し、功を以て晋陽侯に封せられ、後ち公に進む。勢中外を傾け、威人主を凌ぎ、忠獻より四世數十年間、半島の實權を掌握せり。此の權臣が此の經を刻成せしは、恰も大藏起刻の當年即ち高宗丁酉に當り、且つ又此の板が大藏經板と共に存在するは、恐らくは因縁なしとせざるべし。高麗史崔沅の傳に於て左の記事あるを見る。

四十一年宴宰樞于其第、云云、明年、王詔曰、且誼相周、蕭曹佐漢、君臣相資、古今一揆、晋陽、公崔怡、當聖考登極之日、寡人即祚以來、推誠衛社、同德佐理、越辛卯、邊將失守、蒙兵闌

入、神謀獨決、截斷群議、躬奉乘輿、卜地遷都、不數年間、宮闕官廨、悉皆營構、憲章復振、再造三韓、且歷代所傳、鎮兵大藏經板、盡爲秋兵所焚、國家多故、未暇重新、別立都監、傾納私財、雕板幾半、福利邦家、功業難忘、嗣子侍中沅、適追家業、匡君制難、大藏教板、施財督役、苦成慶讚、中外受福、云々、

即ち刻藏の大事業は彼等の企畫經營に成り、當時國家多故、財帑空乏未だ重新の暇あらざるに際し、彼等二代の施財傾納と督役とにより、終に大成せしは、實に萬世に誇示すべき偉功と謂ふべく、永く麗史叛逆傳中に於て埋没せしむべきにあらざるべし。而して當時晋州は崔氏の食邑にして、分司大藏都監が恰も其の封境内に在りし事實を合せ考ふるときは、此の事業に對する彼等の貢獻は恐らく意想の外なるべし。